

景観協定を契機とした

地域まちづくり

no. 1

浅野 健

名古屋で二番目の景観協定締結地区

名古屋市西区の那古野一丁目地区では、名古屋市住宅都市局の支援を受けながら、平成三〇年九月から良好な景観と住環境を守り育てるために地域住民が中心となって勉強会を開始し、まちづくりに関する話し合いが進められてきた。令和二年七月には、景観や防災など広くまちづくり活動を推進するため、六つの町内会に属する住民を中心に、十年以上の地で地域まちづくり活動を続けている「四間道・那古野界限まちづくり協議会」の会長や建築士・不動産屋などの専門家メンバーも加わり、景観まちづくり推進委員会（以下、「推進委員会」）が二十数名で設立された。その後、町内会長を中心に住民が景観協定の同意書集めを行い、二百通を超える同意書が集まり令和三年六月十八日に名古屋市と景観協定締結に至った。名古屋市内では、名駅三丁目に次いで二番目の景観協定締結地区である。

景観協定の運営

景観協定は締結後十年間効力があり、協定地区内において建築物、工作物、屋

外広告物などを新築・改築等の行為をする際のルールを定めている。さらに、景観協定の運用の中で重要な手続きに「事前協議」というものがある。協定地区内で建築物や工作物、屋外広告物の新築・改築等を計画すると、計画変更可能な時期に推進委員会の事務局（弊社が担当）へ連絡する必要がある。こうした事前相談をする計画者は、不動産事業者、ハウスメーカー、建築設計事務所などの事業者からの問い合わせが多い。事前相談を受けたら、推進委員会の委員長や土地の当該町内会長に連絡を入れ、明らかに景観協定のルールに則った計画であれば委員長や当該町内会長の判断を仰ぐ簡便な手続きとし、景観協定のルールに即して判断が難しい計画であれば推進委員会の会合で諮る。現時点では事前協議を受けた計画はいずれも景観協定のルールを踏まえた内容となっており、その旨を計画者に伝えていく。計画者はこの結果を持って確認申請あるいは工事着工に移ることが出来る。令和七年六月末現在で、問合せが二三件、事前協議が十一件となっている。

景観協定を通じた地域まちづくり

景観協定締結後は、名古屋市の都市景観市民団体助成の支援（最大五年）を受けながら、景観協定地区であることを住民に周知したり、住環境を守り育てたりするための活動を中心に実施してきた。当初は、情報発信方法の検討や名古屋市からの情報提供及び地区計画の検討を中心に活動を実施してきたが、二年目からは生活道路への車の進入が話題となり、住民が自ら調査したり、タクシー事業者や時間貸し駐車場を運営する事業者に注意事項を喚起するよう協力を求めたりするなど、徐々に住民の主體的な活動が行われるようになってきた。三年目以降は、歩いていてもそこかしこで景観協定地区であることを住民や来訪者に伝えるため、住民の発案で景観協定地区であることを示すプレートとステッカーを作成し、町内会長を中心に同意者や協賛金の提供を受けた店舗や事業者に配布し、外壁や軒先など通りから見るところに掲示してもらうこととした。



景観協定のプレート

魅力的なまちへ

現在の那古野一丁目地区は、大都市名古屋の都心に隣接しながらも魅力的な店が次々と出店し、都心の奥座敷的な雰囲気を醸し出している。その背後には、景観を維持しながら地道に景観協定を運営する中で、景観協定を理解して新たな開発を計画する民間事業者が増えてきたことも要因の一つであろう。今後少なくとも五年は景観協定を通じた地域まちづくりが進んでいく。住民や事業者、来訪者にとってもさらに魅力的なまちへと発展していくために支援していきたい。



都心の奥座敷的な那古野一丁目地区の夜景